【グループホーム里山利用料金表】

認知症対応型共同生活介護

(1) 認知症対応型共同生活介護

①介護保険の給付対象となるサービス

要	支	援	2	748 円/日
要	介	護	1	752 円/日
要	介	護	2	787 円/日
要	介	護	3	811 円/日
要	介	護	4	827 円/日
要	介	護	5	844 円/日

※食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の支援、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。前記の内容ついては包括的に提供され、左記の表による要介護度別に応じて定められた金額(報酬告示により変動有り)となり、負担割合に応じた額が自己負担となります。ただし、加算の対象となる方には所定の額が加算されます。

※加算項目

初 期 加 算	30 円/日	入居日から30日間
	20 1\ \ \	大名 日 次・5 5 6 日 同
看 取 り 介 護 加 算	72 円/日	死亡日以前31日以上45日以下
〈 死 亡 月 に 加 算 〉	144 円/日	死亡日以前4日以上30日以下
〈要介護1以上の入居〉	680 円/日	死亡日の前日及び前々日
	1,280 円/日	死亡日
医療連携体制加算 I	39 円/日	要介護1以上の方
口腔衛生体制加算	30 円/月	歯科医の指示・助言のもと口腔ケアを行う
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 円/目	介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合 が75%以上にて
科学的介護推進体制加算	40 円/月	サービスが適切かつ有効に提供できるよう、 心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省 に提出する場合
若年性認知症利用者受入加算	120 円/日	64歳以下
入 院 時 費 用	246 円/日	1か月に6日※3か月以内に退院見込みの場合
退居時相談援助加算	400 円/回	1回限度
介護職員処遇改善加算Ⅰ	11.1%/月	合計額の11.1%を乗じた額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	2.3%/月	合計額の 2.3%を乗じた額

②介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

費目				費用	備考		
家			賃	36,000 円/月	入退居時は日割り計算になます。 1,200円/日		
-t/-	道)	[/. 表加	費	12,300 円/月	入退居時は日割り計算になります。		
水	坦)	光 熱	貝		共用部分も含まれています。 410円/日		
				72,000 円/1	入居時に、敷金(家賃2カ月分)をお預かりいたします。		
					敷金は、退去時の状況により、居室のクリーニング代、		
敷			金		壁紙や床の張替え代、マットレスクリーニング代などの		
苏					原状回復費を除いた全額を返金します。但し、未払い家		
					賃がある場合は、敷金から差し引いて家賃に充当するこ		
					とがあります。		
食	木	オ	費	1,200 円/日	入退居時、外泊等により欠食する場合は減算します。		
おむっ代な					当方で立て替えし翌月に請求いたします。		
	: E	実費	現品を自己調達する場合は、それを優先して使用するも				
					のとして、この場合おむつ代などは徴収しません。		
日日	日 用	Ħ	品	- - 実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。 (商店等での個人での買い物等、日常生活において通常		
	,	/14		7.5	必要となる物品等)		
レクリエーション、			ン、	材料費等	利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーション		
クラブ活動に係る費用			費用	の実費	やクラブ活動に参加していただくことができます。当方		
				で立て替えし翌月に請求いたします。			
理	美 	容	代	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。		
医	療	費	等	実費	当方で立て替えし翌月に請求いたします。		
					こ関する記録は、その完結の日から5年間保管します。		
複写!		<i>₽</i> +	六 4		川用中のご様子については、計画見直しの際に当事業所		
	写 物	物の交	ः १ग		こ記録の開示を行いご報告させて頂きます。利用者又はいらのご希望に応じた記録の閲覧も可能です。		
					1900c布室に応した記録の閲覧も可能です。 実費をご負担いただきます。1枚につき 10円		
金				12 1 2 1 1 1 1	手による金銭管理が困難な場合は、原則は、立替払いと		
			管 理	, , , , , , , , , , ,	ますが、立替サービスを希望されない場合は、成年後見		
	銭	管		制度などの金銭	援助サービスの利用をお勧めしています。(やむ得なく		
	25%	Ħ	生		えなどの利用が難しい方のみ、別途の当ホーム入居預か		
					定に基づく、金銭管理サービス契約の締結によるお預か		
				りもできますの	で、ご相談ください。)		